

平成26年12月8日（月曜日）第4回定例会

○出席議員（18名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
13番	佐藤良一	議員	14番	内藤明	議員
15番	高橋勝文	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	木村寿太郎	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策推進課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	秋場礼子	商工振興課長
原田真司	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	軽部賢悦	病院医務主管
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安達晃一	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	渡邊拓也	総務係長

議事日程第4号

第4回定例会

平成26年12月8日(月)

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第4号))
- 〃 2 議第58号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- 〃 3 議第59号 平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 〃 4 議第60号 平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 〃 5 議第61号 平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 6 議第62号 平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 7 議第63号 寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正について
- 〃 8 議第64号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 9 議第65号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〃 10 議第66号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
- 〃 11 議第67号 寒河江市立みなみ保育所に係る指定管理者の指定について
- 〃 12 議第68号 寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定について
- 〃 13 議第69号 損害賠償の額を定めることについて
- 〃 14 議第70号 西村山地区視聴覚教育協議会の廃止について
- 〃 15 議第71号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)
- 〃 16 請願第8号 農協改革に関する請願
- 〃 17 請願第9号 米の需給安定対策に関する請願
- 〃 18 質疑
- 〃 19 予算特別委員会設置
- 〃 20 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

- 鴨田俊廣議長 おはようございます。  
ただいまから、本会議を再開いたします。  
本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の会議は議事日程第4号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

○**鴨田俊廣議長** 日程第1、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第4号））から日程第17、請願第9号米の需給安定対策に関する請願までの17案件を一括議題といたします。

□

## 質 疑

○**鴨田俊廣議長** 日程第18、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

初めに、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第4号））に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第58号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第59号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第60号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第61号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第62号平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第63号寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第64号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。川越議員。

○**川越孝男議員** 16番。64号について報酬審議会の開催日と開催結果についてお尋ねをしておきます。

○**鴨田俊廣議長** 奥山総務課長。

○**奥山健一総務課長（併）選挙管理委員会事務局長** この件につきましては、この人勸に係る報酬の

改定につきましては報酬審議会には諮っております。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第65号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 16番。この65号に関して当該労組との間の話し合いというか、それはどういう状況になっているのかお聞かせをいただきたい。

○鴨田俊廣議長 奥山総務課長。

○奥山健一総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 この件につきましては、人事院勧告に基づきまして、この実施に当たりましては労働組合と協議を行いまして合意を得たところでございます。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第66号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第67号寒河江市立みなみ保育所に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第68号寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第69号損害賠償の額を定めることについてに対する質疑はありませんか。後藤議員。

○後藤健一郎議員 69号、イラストレーション使用に係る損害賠償の額のことについて御質問させていただきます。

こちらのほうは、発覚したときに協議会の場だったと思いますが、そちらで御説明いただいておりますが、その後、新聞等にも掲載されまして非常に市民の方も関心があるようです。こちらについてちょっとお伺いしたいところがございます。

今回は、この問題は以前、市報のほうですね、印刷をお願いしていた会社がイラストレーションの使用許諾権を取得していない状態で使用していたというのがこの問題の一番の発端でございます。今回、そのようなことからイラストレーションの著作権元から指摘を受けてこのような損害賠償をすることになったということでありますが、そのもともと印刷をしていた会社が倒産してしまったためにその期間は問わず、その後の期間を市のほうに請求されたというケースなんですけれども、例えば倒産した会社がもし現存しているならば、この請求というのは、本来その会社に行くものだと思います。

というのは、要は私たちのほうで市報をつくるという仕事をお願いしておいて、その中でどんなイラストを使うのかとか、どんなタイトルを使うのかなどというのは、その印刷会社が責任を持つてするという取り決めの中でこのような仕事をしているために、もしその会社があれば、本来はそこに請求が行くべきものと思います。今回、市のほうでこちら損害賠償を払うことになったんですが、それというのも、その会社が倒産して10月5日号の市報も今今出さなくちゃいけないということで、そのデータを多分引き上げてきて急遽印刷してもらって、そこからそのイラストを使い続け

てきたということで今回このようになっているんですが、市報を穴をあけないようにデータをすぐ印刷して出す。そして、多分その次の号もつくっていたかと思いますが、時期的には。なので、10月5日号、そして、10月20日号の2号に関しては、データをそのまま使って印刷するというのは、これは私はやむを得ないことだったと思います。

しかしながら、11月5日号以降は本来、先ほど申しあげたとおり、印刷というのは、私たちは市報の仕事をお願いする。そして、その中身に関しては印刷会社が全てゼロから本来制作するものがあります。そのために印刷が一旦契約が切れた次の印刷会社になったときには、そのイラストを使用していないので別な会社にかわったときからは、要はそのイラストを使用しているという問題がそこでなくなっているわけですが、本来であれば、これが11月5日の市報の時点で別な印刷会社にかわって、そして、そこで一から本来つくり直してやるべきものを、そのまま使い続けたために、今回このような問題が発生しているというのが現状だと思えます。

そう考えるならば、11月5日号から使用していた分というのは、これは100%、市が負担すべきものなのかどうかというところは、私は疑問に感じるのですが、この点についてお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 月光政策推進課長。

○月光龍弘政策推進課長 お答えいたします。

ただいまの後藤議員の御質問は、11月5日号の入札以降のものについて、受注した印刷業者側で改めてイラストの使用許諾権の取得手続きをすべきで、それをしなかった受注業者に対しても責任があるのではないかという御指摘のことかと思いますが、まず、イラストの使用許諾権を含む使用については、通常受注者の責任において対応すべきものであり、市報印刷に係る仕様書でもそのように規定しているところです。

しかしながら、この例外と言えますかどうかですが、発注者側、今回の場合は寒河江市ですけれども、発注者側から渡された版下原稿により、受注者が印刷製本した場合には受注者ではなく発注者、寒河江市側の責任となるというのが業界の通例のようございまして、この点については、弁護士さん並びに山形市内の業者、印刷業者のほうに確認させていただいたところです。

御指摘の件は、当該イラストを使用した親子のコーナーについてちょっと人気が高かったということもありまして、当時、市の担当の者が寒河江印刷さんにこのままの形で継続掲載していく旨の指示を出していたという事実がございました。ただいま議員御指摘の10月の5日号、20日号の緊急性を要した部分についてはいたし方ないというのは、議員も御指摘のとおりでございますが、それ以降の11月5日号の入札した後についてもそういう指示を担当者のほうで出していたという事実が判明したところございまして、当然、当時の担当者につきましても写真やイラストについての法的な部分については、それなりの知識を有していたとは思いますが、当方からの指示によって責任の所在が市のほうに変わっていくという認識にはちょっと欠けていたのかなという部分では、こちらのほうでも反省しているところではございます。

これらの経過について弁護士さんと協議しながら法的な対応を含め検討を行ってまいりまして、その結果、今回のこういった内容の議案の上程とさせていただいたところでございます。今回の件で、市民の皆様にお迷惑をおかけしたところは深くおわび申し上げます。以上でございます。

○鴨田俊廣議長 ほかに。川越議員。

○川越孝男議員 この関係については、11月20日の定例懇談会の場で説明がありました。そして、当局の説明ですと、今、課長からあったような経過で弁護士とも協議をした結果、損害賠償を寒河江市が払うことになったという説明でした。

しかし、今、後藤議員から質問あったと同じ問題意識をその時点で私は持っていました。しかし、契約書を見ないことにはどうにもならないので、契約書を見た上でこれが是か否か検討する必要があるなというふうな思いをしながら、担当課に行って契約書の開示を求めたんですが、情報公開条例に基づいて手続とれということだったんで、情報公開条例に基づいて契約書をいただきました。そして、見ますというと、幾つか問題がありますのでお尋ねをします。

1つは、私は今回の損害賠償を提案している、この中身については可とします。寒河江市の市報でありますから寒河江市の市報を発行するに当たって、デザイン会社が持っているデザインの使用許可を取らないで、著作権あるわけでありますからそれを無断で使用したというふうなことについては、やっぱり賠償責任があり、寒河江市が払うというのは極めて妥当だと思います。

しかし、契約書の中身を見ますというと、今、後藤議員が言ったように、前の会社が倒産したときの、そのときの緊急的な2号についてはやむを得ないと思います。その後の部分については、契約書の中に明確に印刷会社というふうに盛られているんですね。その後もずっと1回で終わりではなくて何回かその後、契約をしてくれています。明らかにこの契約書を見る限り、印刷会社に責任があると思います。

ところが、今の課長の答弁を聞きますというと、市のほうからこういうものを使ってこういうふうなという指示がされていたというふうなことがあるんですが、伺い書や何か、契約書そのものだけでなくその前段の伺い書や何かを皆いただいているわけですがそれでもありません。仕様書の中にもありません。もし万が一、市がそういうふうなことで指示をしているとすれば、市の責任は明確です。この責任をどうするのかということもあわせて教えていただきたい。印刷会社でなく、私がこの契約書を見る限り、契約書の1の企画及び……、契約書でなくて仕様書ですね。仕様書の中で具体的に皆うたわれているわけでありますから、1の企画及び条件の(6)下記文字、イラスト、カットなどは原則として印刷業者で担当するとなっています。そして、今言ったような部分が、イラストが市のほうで今までどおり使ってくれなんていうことはどこにもありません。伺い書の中にもありません。

したがって、印刷会社に責任はあるというふうに私、思いますので、印刷会社に求償権を發動して、今回、イラスト会社に対しては寒河江市が賠償する、寒河江市はこの印刷会社に求償権を發動して請求をすべきだと思いますけれども、改めてそのことをお聞かせをいただきたい。

そして、市が指示しているんだとすれば、市のその責任を明確にしていきたいというふうに思います。

それから、これは情報公開の関係は次の段階で聞きます。この2つ、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 月光課長。

○月光龍弘政策推進課長 お答えいたします。

川越議員御指摘のとおり、市の契約の際の仕様書におきまして、イラスト、カット等は原則として印刷業者で担当すると明記しているところでございます。先ほど申しあげたとおり、これについ

ては、原則として印刷業者ということにはなっておりますが、発注者側でこれを使ってくださいという指示をしたということであれば、その部分については市のほうに責任があるということで、その辺があったものですから、弁護士さん及びあと山形市内の印刷会社のほうに問い合わせさせていただいたところです。

市のほうの責任とおっしゃられますが、当時の担当者も著作権等々については、ある程度の部分、認識はしていたかと思いますが、こういった事態といいますか、指示した段階で著作権の責任がこちらのほうに回ってくるというところまでは及ばなかったのかなというところで、その辺は今後、ないように対応してまいりたいと考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 だめなのよ、それでは、新聞にも載っているからね、市民の人は市の責任は明確だ、こうなってくると。市が発注したと。著作権あるやつ、認識していたけれども損害賠償かけられると思わなかった。極めて甘いですよ。著作権というのはそういうもの。侵してもいいの、相手から損害かけられないといいんだというふうな寒河江市の公の機関として、寒河江として、著作権は侵してはならないと覚えていたけれども請求されると思わなかったからやったんだと。こんなこと、通用しませんよ、通用しません。市民の税金でその損害賠償するんですよ。こんなことで私、納得できません。ちゃんとした回答、市長からお願いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今も現在もそうですけれども、市報を印刷する際は、先ほど来、担当者の指示でというお話をさせていただいていますが、毎号毎号、きちっと市長までその原案を決裁をして、そして、発注をしているわけでありまして。そういう意味では、当時の場合も市長まできちっと原案を決裁をして発注をさせていただいたというふうに思っていますから、そういう意味で我々全体、トップも含めてそういうことに対する認識が非常に薄かったのではないかというふうに思っております。そういう意味で、今回の事案を大きな教訓として我々もそういう点に十分注意をしながら、これからの市報の内容について吟味をして、こういうことがないように努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 したがって、トップまで上がって全部これでよしとしてやったんだとすれば、著作権という極めてそのデザインを持っている人の権利を侵しているわけですから、それで損害賠償の請求をかけられているわけですから、みんなさ上げたから、市が発注、市が明確に責任ですよ、そうならば。そして、280万円の市民の貴重な税金でするわけですから、この責任が市全部上げてと、市長の責任です。どういうことを考えているのか、責任のとり方として。こういう安直なことをしているから市民が市政に対しての信頼も失墜するし、そして、担当者だの勉強する意欲もないんですよ、こんでは。何、その後、何か起きても誰の責任もなくて、市長以下みんなの責任だなんて言っているから、市民は寒河江市政に対しての信頼が高まらないんですよ。こんなんでだめだと思いますね。

そして、こんなことでもしやっていたら、弁護士とも相談したと言うんだけれども、そして、向こう、デザイン会社は払わなきゃいけないけれども印刷会社には求償権ないというふうに弁護士は判断されたんだそうですけれども、私はこの契約書を見る限り、非常に不満です。

したがって、これこのままいって市の血税だけで弁償する。市の責任も何もない。こうなったら住民監査請求の対象、明らかになりますし、住民監査請求されたら市、負けますよ。というふうに私は思う。議会もこのことをきちっと厳しく当局に求めないでこのまま提案どおり通したなんていえば、私も一議員ですけれども市民でもありますから、住民監査してもこういう状態を是正しなければならぬというふうに私は思います。

したがって、議会の中でこれ委員会付託もなるでしょうし、あるいは当局も議会の中の審査状況なども踏まえながら、今提案している損害賠償は、私は可とすると言っているのよ、この提案、このデザイン会社に対しては。しかし、印刷会社への求償権を発動すべきだと。

それは後藤議員も言ったけれども、満額になるか何だかは別にしているいろいろ協議して、そして、この契約書の、ずっとそれぞれの契約書でそうでありますけれども、今度、契約書の中で第8条、この契約で疑義が生じた場合は、甲乙双方で協議の上、決するものとし、協議が調わない場合には、甲の決するところにより、甲というのは寒河江市です、寒河江市、乙のほうは印刷業者です。こういう契約になっているんです。

したがって、こういうふうなことも考えれば、やっぱり市民の利益を守る、市は公の機関でありますから、ぜひ見解もお聞かせをいただきたいし、この間、最終日の12日まで十分当局としても考えていただいて、そして、委員会審査などに当局のその後の考えていることなども報告をしていただきながら、市民が納得できる、そういう対応をしていただきたいたいということを申しあげながら、市長の今のことについての見解をお聞かせいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々は、特にトップはその責任を全部持って、そういうつもりでいろんな市政を運営しているところでありますし、この件についても責任は当然、あるわけありますので、改めて市民の皆さんにおわびを申しあげたいというふうに思います。議員御指摘の点なども十分これから検討させていただいて、議会の皆さんの御意見などもさらにお聞きをして善処をしまいたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありませんか。内藤議員。

○内藤 明議員 市長の答弁で可としますけれども、ちょっと事務的なことで少しお尋ねしたいというふうに思いますが、これは当局の指示によって、印刷会社に対する指示によってなされたということでもありますけれども、そこで、これは市報が発行されるたび、このイラストが使われるたびにそういうふうなことを指示なされたのかどうかなんですが、それによってもまた責任の割合といたしますか、それが違ってくるのかなというふうに思いますので、その点をお伺いしたいというふうに思います。

それから、もう1点、例えば自動車事故の損害賠償なんかですと、後から保険か何か、ちょっとわかりませんが、適用になるということで補填されるというお話を伺ったことがあるんですが、こうした著作権の場合にはそうしたことがあるのかないのか、その点、2点だけお尋ねしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 月光政策推進課長。

○月光龍弘政策推進課長 お答えいたします。

初めのほうの、指示の仕方についてということだと思いますけれども、先ほど後藤議員からござ

いましたとおり、10月5日号についてはかなり緊急を要したため、マイクロディスクでデータをこちらのほうから寒河江印刷さんのほうにお渡しして随契で市報印刷をお願いしたところでございます。

その後、11月5日号からは入札ということでさせていただいたところですが、それにつきましてマイクロディスクのデータをそのままという形で写真だけ入れかえて、枠のフレームはそのままという形で指示させていただいたところのようです。

2つ目の損害賠償の件は再度、教えていただきたいんですけども。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 自動車事故等の損害賠償のこうした案件がありますと、何か自治体の加盟している保険か何かから後ほど充当されてそれで補填されるという話を伺ったことがあるんですが、こうした著作権などの場合はそういうものがあるのかなのかということなんですが、いかがですか。

○鴨田俊廣議長 月光課長。

○月光龍弘政策推進課長 これについてはそのような旨は何ったところはございませんが、なお、弁護士の方にも確認してみたいと思います。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第70号西村山地区視聴覚教育協議会の廃止についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第71号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）に対する質疑はありませんか。

川越議員。

○川越孝男議員 この関係についても11月20日の定例懇談会で当局から議会に説明がありました、中間的な報告だということで。そして、医師会のほうが、成人病センターのほうかな、ちょっと待ってください、寒河江市西村山郡医師会の関係で山形県成人病センター移転新築用地というふうな形の中で説明があったわけでありすけれども、成人病センター理事長あるいは医師会長というふうなことでありますけれども、どちらというところまで詰めて確認をしていなかったわけでありすけれども、11月25日に理事会で方向性が決まると。そして、その結果をもって11月27日に市長に対して説明がなされるというふうなことがありました。

したがって、当然にして私どもは、その結果、コンサルもかけてアンケートもとって、そのまともったやつで理事会で協議をして結論出すと。そして、市長にも報告するという、こういう報告でした、議会に対して。したがって、それを受けて当然、こういうふうな内容でしたというふうな報告があるんだというふうに私は思っていました、私は。

ところが、今回議案として開発公社から土地を市で買って市で分譲するという形になってきているわけでありすけれども、そこの中身がどういうふうなことだかわかりません。したがって、私は、市長が本当に市民の声を大事にし、市民の意向を聞きながらというのであれば、理事会のほうから、医師会のほうの理事会のほうから報告があった段階で、市長としてはこういうふうにしたという旨が議会にあってしかるべきだと思う。そうしたときにいろんな意見も言えます。

ところが、今回のやつは、もう既に市長としての意思が固まっています。開発公社から土地を購入して分譲するという。そして、議案として出てきています、議会に。

そうしますという、議案になれば賛成か反対かきりできないんだということをこの間、ずっと私は議会で一般質問でも何回も申しあげてきている。市長として、そういう意思を固める前に議会の意向なども聞いてほしい、聞くべきだと言ってきたし、寒河江市議会でも議会基本条例をつくって、市がそういうものを提案する場合には、いろいろ事前に意見の交換をしながらそこまで積み上げていって、そして、もちろん議会に提案されてからはそういう説明も皆するというふうになっているんですけども、極めて私は、もちろん、時間なかったというのもありますけれども、議会自体はもう12月2日から開会されているわけでありますから、昼休みでも何でもこの間、追加議案で出される前に状況の報告、1日からです、訂正させていただきます。1日から始まっているわけでありますのでできたというふうに思うんです。こういうところに、やっぱり配慮してほしいというふうな、私は佐藤市政を何とか市民に理解される市政にしていきたいというものですから、時間なくともこういうポイントは大事にしていきたいなというふうな思いがありますので、そのことについての時間なかったということのかなというふうには思いますけれども、市長の見解をお聞かせいただきたい。なしてこういうことを言うかという、今後、そういうことがあったときは、ぜひこういう轍を踏まないでほしいという強い強い願いがあるからです。見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この件については、チェリークア・パークの最終残り1区画の件でありますので、大変我々にとっても大きなことだというふうに思いますから、これまでの経過も含めて、11月20日に御説明したと思いますけれども、1年前からのそういう意向が西村山医師会、成人病検査センターのほうの意向がありまして、そちらのほうでいろいろ検討してきた経緯があります。

我々のほうとしては、そういう検討結果を早くおもらいをして、そして、内部で検討した上で議会のほうにお示しをしたいということでこれまで来たわけでありますけれども、医師会のほうからお聞きをしますと、事前にお聞きをしますと、11月25日にこの理事会で方向性が決まっていくということをお聞きをしましたから、ただ、御案内のとおり、議会の日程もあって、議案もあって、それから当初で出す議案の期日もあってということでありますから、そういう意味で、できるだけ議会の皆さんにも、事前にどういう方向で医師会のほうで検討しているのかなどについて事前にお示しをして、御意見を伺う必要があるということで11月20日に御説明をさせていただきました。そのときには25日の案がどういう形で理事会のほうで決定をするか、決められるかということは、なかなか事前にわからないところがありましたので、それまでの経過、あるいはそれまでの医師会の方向の考え方などを、非常に漠としたところがあったかと思っておりますけれども、事前に説明をさせていただきたくてあります。

できれば、その理事会の日程が議会との期間があれば、当然のことながら、理事会の決定内容、ストレートに事前にお示しをして御意見を頂戴するということにはありましたが、今回はそういう意味で大変議会のほうには突然ということにはならなかったかもしれませんが、川越議員、御指摘の点があったかと思っております。今後、できるだけそういうことがないようにお示しをしていきたいというふうに思っているところであります。その点は我々もおおびを申しあげながら、今後、こういうことがないようにさせていただければなというふうに思いますので、よろしくお示しをいただきたいというふうに思いますし、追加で提案をさせていただきました内容について、議員各位に十分御審議

いただきますよう、心からお願いを申しあげる次第であります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 11月20日の定例の懇談会に、まだ向こうから、医師会のほうから結論出ていないんだけどこういうふうな状況ですという中間的な報告をしてくださったことについては、私は大変よかったというふうに思っているんです。

ただ、今、市長も言ったとおり、コンサルかけてこういうふうになって、アンケートもとった、そいつがどうなの。項目、テーマはあるんだけど、箇条書きになっているんだけど、結果はどうなんだかということは25日の理事会で決まって、そして、27日に市長に報告しますということだったんで、27日の報告を受けたら、やっぱり議会にもきちっと報告する。今後ないようにということは注意するというふうなことでありますので、もちろん、今回、議会もやっている中だから、十分やればできることだったなというふうに思いますので、今後、絶対そういうふうなことがないように。市長の言う、市民の声を聞いてというのは、あるいは議会の声を聞いてというのが、結果的に生きてこないというと、非常に困るんで、ぜひ今後、注意をしてやっていただきたいというふうなことを申しあげておきます。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 今、川越さんから話しありましたが、最後の分譲地でありますから、そういう意味で私も大変近くにおりますから大変待ち望んだところでありまして、そういう意味では敬意を申しあげたいというふうに思っているんですが、それで、大体今後の契約から着工までの大まかなところのお話、多分伺っているんじゃないのかなというふうに思いますので、それがわかれば概要などお知らせいただきたいなと思います。

○鴨田俊廣議長 秋場商工振興課長。

○秋場礼子商工振興課長 このたびの御提案で補正予算のほう、御可決いただきましたら、開発公社から用地を購入いたしまして、その後、条件付きの契約を締結、その後、医師会、センター側と売買に伴う条件つき契約を締結いたしまして、次の議会に取得と処分の議案を提出する予定であります。年度内に売買代金の支払いなども受けながら引き渡しを予定しているところでございます。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 多分市長と27日にお話し合いをなされた際に、今後、こういうふうなスケジュールでもって着工してまいりたいということがお話しあったんだろうというふうに推測するんですが、そうしたことの概要について、契約から今、年度内で代金を支払う、これはいいですけども、いつごろまで着工されるような予定になっているのか、そうした概要がわかれば教えていただきたいということなんですが。

○鴨田俊廣議長 秋場商工振興課長。

○秋場礼子商工振興課長 申しわけございません。今後は、成人病センターのほうで設計コンペを行いまして具体的な計画に進んでいきたいというふうなことを伺っております。用地分譲後に基本設計、実施設計を行いながら、平成30年までには新築移転を完了したいというふうに伺っているところでございます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 私もここで聞かないというと、委員会の中だけで報告ならないんで再度お尋ねをし

ますけれども、11月20日の懇談会の際には、医師会側の新たなサービスということで11項目が説明されたわけよ。ところが、それをコンサルから提示された新たなサービスであって、アンケートもとって、そして、その11項目の事業のうち、11項目やられるのか、3つになるのか、5つになるのかというのは理事会の中で決まるんだと言われていたのよ。したがって、11月27日、そのことについて市長に報告されているんだというふうに思います。私ども、懇談会での当局からの説明を聞くという。したがって、その中身がどうなったのかを議員、これ市民代表である議会の場で当局が説明するのは、極めて筋だべなというふうに私は思っているんです。したがって、再度、この点についてどうなっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 菅野健康福祉課長。

○菅野英行健康福祉課長 20日の懇談会の際には、私のほうから11項目について御説明申しあげましたので、27日のセンター側の説明の際は私も同席しましたので私のほうからお答えしたいと思います。

センター側のほうでは、新たな項目、11項目の中で実施するものとして挙げられましたのが、健康レストラン、健康コンサルティング、あと市民交流サロン、あと施設スペースの市民への提供ということでございました。そのほか、当日ですけれども、センター長からは、保育所等はしないですけれども託児スペースは設けたいというふうなお話がありました。そのほか、メディカルアスレチック事務とコンビニにつきましては、すぐできるということではありませんので、実施のための費用とか、運営後の収支についても十分検討する必要があるということで、別途検討するというふうな説明をいただきました。

11項目あったうち、実施をしないということになるかと思いますが、その項目につきましては、宿泊、プレミアムドック、ワンコイン健診、寒河江版スイスモビリティの展開、ペットカフェ、あと温泉の活用ということでございました。

詳細な理由は把握していないところでありますけれども、ペットカフェと寒河江版スイスモビリティにつきましては、内部のアンケートで実施をすべきでないという声が多かったというふうに聞いております。

また、温泉の活用につきましては、市側のほうからなかなか提供は難しいということを申しあげておりましたので、実施しないというふうになった理由の一つになっているというふうに思っております。以上でございます。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、請願第8号農協改革に関する請願に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、請願第9号米の需給安定対策に関する請願に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 予算特別委員会設置

○鴨田俊廣議長 日程第19、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第58号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）及び議第71号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第58号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）及び議第71号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

## 委員会付託

○鴨田俊廣議長 日程第20、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおりそれぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務文教常任委員会	承認第5号、議第63号、議第64号、議第65号、議第69号、議第70号
厚生常任委員会	議第61号、議第62号、議第66号、議第67号、議第68号
建設経済常任委員会	議第59号、議第60号、請願第8号、請願第9号
予算特別委員会	議第58号、議第71号

散 会 午前10時18分

○鴨田俊廣議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。